

**(35) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第1項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）**

調査区域内の対象市において、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年5月23日法律第40号、最終改正：令和6年5月29日法律第40号）第5条第1項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は定められていません。

**(36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況**

**1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域**

調査区域において、「国有林野管理経営規程」（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）に基づき定められた保護林の区域はありません。

**2) 地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等）**

愛知県は、美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しい愛知づくりを推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、「美しい愛知づくり条例」（平成18年3月28日条例第6号）に基づき、「美しい愛知づくり基本計画」（平成19年3月、愛知県）を策定し、「広域景観資源」を抽出しています。また、同条例に基づき「美しい愛知づくり景観資源600選」を指定しています。

美しい愛知づくり基本計画を表4-2-53(1)～(3)及び図4-2-30に、美しい愛知づくり景観資源600選を表4-2-54及び図4-2-31に示します。

表 4-2-53(1) 美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源

No.	種別	景観資源名	主な特徴
1	自然景観	豊川	設楽町を源流として、愛知県東部を流れる河川。河口は豊橋市に当たり、三河湾に注いでいる。全国でも屈指の清浄な水質の川であり、東三河地域における生命線ともなっている。下流の洪水防止や水不足解消のため、設楽ダム建設の計画が現在進められている。
2		葦毛湿原	湿原性植物が群落する。ハイキングコースとして知られ、春から秋にかけて湿原植物の可憐な花が見られる。別名「東海のミニ尾瀬」とも言われる。
3		片浜十三里	三河湾国定公園に指定されている渥美半島の太平洋岸は、海食崖と砂浜が連綿と続く片浜十三里、伊良湖岬や日出の石門など荒々しい岩礁地形と押し寄せる太平洋の荒波とが織りなす雄大な景観を形成している。また、半島先端の伊良湖岬は、サンバの渡りでも知られているほか、島崎藤村の「椰子の実」の詩で有名な恋路ヶ浜や日出(ひい)の石門が海岸景観を特色付けている。
4		汐川干潟	三河湾の最深部、渥美半島の付け根の豊橋市と田原市に位置する面積 280ha の干潟である。満潮時にはほぼ全域が海になり、干潮時には濠筋(みおすじ)を除きほぼ全域が干潟になる。約 250 種の鳥類や干潟特有の動植物が見られる自然の宝庫である。
5		石巻山多米県立自然公園	東三河や知多半島、渥美半島を中心に7つの県立自然公園が指定されており、風光明媚な景観が見られる。
6		渥美半島県立自然公園	
7		三河湾国定公園	奥三河、三河湾沿岸を中心に4つの国定公園が指定されており、風光明媚な景観が見られる。
8		三河湾	渥美半島と知多半島に挟まれている。伊勢湾に接続しており、外洋には直接接していない。水深は全体的に浅く、閉鎖的水域であるため、最近では海洋汚染が懸念されている。知多半島南端、日間賀島、渥美半島西端の3点を順に結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域で、平均水深は比較的浅く、約9.2mとなっている。
9		遠州灘	フィリピン海(北西太平洋)のうち、静岡県の御前崎から愛知県の伊良湖岬までの範囲に広がる部分の呼称。九州東方から四国南方を通ってきた黒潮が大きく蛇行し、強い流れとなって遠州灘沖を通過する。岸には砂浜が広がり、アカウミガメが産卵に訪れる場所として有名である。また、サーフィンやボディボードなど、マリンスポーツのメッカとしても知られている。

表 4-2-53(2) 美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源

No.	種別	景観資源名	主な特徴
10	歴史的景観	東海道 (御油の松並木)	律令時代には京都から東国につながる街道であったが、江戸時代になって五街道の一つに位置づけられ、京と江戸を結ぶ、日本の中で最も重要な街道となった。53の宿駅が整備され、そのうち県内には9つが位置し、宿場町がそれぞれ形成された。しかし、現在地域の発展、近代化の中で町並みの多くは失われつつある。そうした中で、御油宿と赤坂宿の間にある約600m・300本の御油の松並木が往時の面影を残している。江戸時代に街道を往来する旅人の夏の暑さをしのぎ、冬の防風の為に、徳川家康が植えさせたといわれる。
11		姫街道	東海道見附宿（静岡県磐田市）と御油宿を結ぶ東海道の脇街道。東海道新居関所の厳しい取締まりを嫌った女性が多く利用したためこの名で呼ばれる。
12		二川宿	豊橋市に位置する、東海道の33番目の宿場であった。現在でも江戸時代の町割りがほぼそのままの状態に残り、東海道筋では貴重な本陣と旅籠屋の遺構が残り、「本陣」と「旅籠屋」を同時に見ることができる二川宿本陣資料館として公開している。
13		吉田城跡	永正2年（1505年）に築城された今橋城が後に改称されたもので、現在は昭和29年に復興された隅櫓が豊川のほとりに建っている。豊橋公園内にあり、美術博物館、三の丸会館とともに多くの市民に親しまれている。
14		柳生運河	地域一帯が堤防決壊により毎年被害を受けていたため、それを防ぐことを目的として昭和11年（1936年）に竣工。当時は、油脂原料や石炭などの運搬に活躍していた。
15	生活景観	豊橋総合動植物公園	約40haの広大な敷地内に、自然史博物館、動物園、植物園、遊園地を備えた総合公園である。850種類1400点の熱帯・亜熱帯植物が生い茂る大温室や、ユニークな「モネコーナー」などの植物園ゾーン、アフリカ園、極地動物館などの動物園ゾーン等があり、子どもから大人まで楽しめる憩いのスポットである。
16		伝統行事 (からくりのある山車祭り)	愛知県下にはからくり人形をのせて曳きまわされる山車が133輛あり、全国でも最多である。からくりのある山車の始まりは、元和4年（1618年）、尾張初代藩主徳川義直が家康の菩提を弔う為に行った祭礼からとされている。当初は大八車2輛を組み合わせて能人形を飾り引き出すところから始まった。その後弁慶と牛若丸の立ち回り、さらにはからくり仕掛けで動く人形となり、他町もこれを真似て全域に広がった。
17		伝統行事 (手筒花火・火祭)	直径約10センチ程、長さは70～80センチの青竹の節をくりぬき、周囲を麻縄で巻きつけて作った手筒を用いる花火。氏神に奉納する前日に、筒に火薬をたたき詰め、奉納の当日は若衆が脇腹に抱えて点火する。時には、炎が10メートルを超えて噴出する勇壮な祭で、東三河地方を代表する伝統的な民俗行事である。

表 4-2-53(3) 美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源

No.	種別	景観資源名	主な特徴
18	産業景観	国道 23 号 (名豊道路)	豊明市から豊橋市を結ぶ地域高規格道路であり、県東部の広域交通を担う。刈谷市内などは高架構造が中心で周囲の景観が見渡せる。
19		鉄道	県内各都市へのアプローチとして、あるいは都市内移動の重要な役割を担う鉄道は、県内交通の骨格を形成している。また車窓からの風景は、それぞれの地域特性を強く印象付けるものとなっている。(JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、JR 中央本線、名古屋鉄道本線、東部丘陵線リニモ、豊橋鉄道路面電車(東田本線))
20		鉄道駅	鉄道駅は都市の玄関口としての役割を担い、第一印象を形成する上でも駅前の景観は重要である。(名古屋、尾張一宮、高蔵寺、千種、鶴舞、金山、刈谷、岡崎、豊橋)
21		三河港	三河湾に面した豊橋市、田原市、蒲郡市、御津町にまたがる海港で国指定の重要港湾。国内外の多くの自動車メーカーが基幹港とし、自動車の輸出入に関して屈指の港である。ラグーナ蒲郡など、リゾート施設も充実している。
22		豊橋市駅周辺	駅前などの中心市街地において、商業・業務の集積による活力ある景観が見られる。
23		三河港周辺の工業地帯	重要港湾である三河港の周辺の豊橋市、田原市、御津町に広がる工業地帯で、造船、金属、機械、自動車、電気、精密機械、化学繊維などの産業が集積している。
24		キャベツ畑	農業も盛んな愛知県では、各地においてその地域特性に合った作物が栽培され、地域の個性を生み出しているとともに、季節感を感じさせる景観を見せている。(電照菊(田原市)、キャベツ畑(田原市、豊橋市、美浜町)、田園(安城市)、レンコン(愛西市)、植木(稲沢市)、銀杏(稲沢市))
25		豊川用水	豊川から取水し、愛知県東南部の平野及び渥美半島などに、農業用、工業用、上水用の水を供給する用水として昭和 43 年(1968 年)に開かれた。渥美郡高松村(現在の田原市高松町)の政治家近藤寿市郎が、大正 10 年(1921 年)、奥三河の宇連川に大貯水池を築き渥美半島などを潤す灌漑用水路建設の計画を出したが、昭和 2 年(1927 年)の全国的な金融恐慌や昭和 12 年(1937 年)の日中戦争の影響で戦前には実現しなかった。戦後、昭和 24 年(1949 年)に着工し、20 年の歳月をかけて完成した。

出典：美しい愛知づくり基本計画(愛知県ホームページ)

表 4-2-54 美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	景観資源名
1	石巻山と清流豊川の豊かな河畔林
2	ウミガメの訪れる砂浜と海食崖が続く雄大な表浜海岸
3	旧東海道二川宿の駒屋と東駒屋
4	実りの時を迎えた美しい田園
5	夕焼けを背に石畳を上る路面電車
6	ゆったりと流れる豊川と緑に覆われ得た吉田城址
7	貝漁の船と漁を終えて帰る船

出典：美しい愛知づくり景観資源600選（愛知県ホームページ）

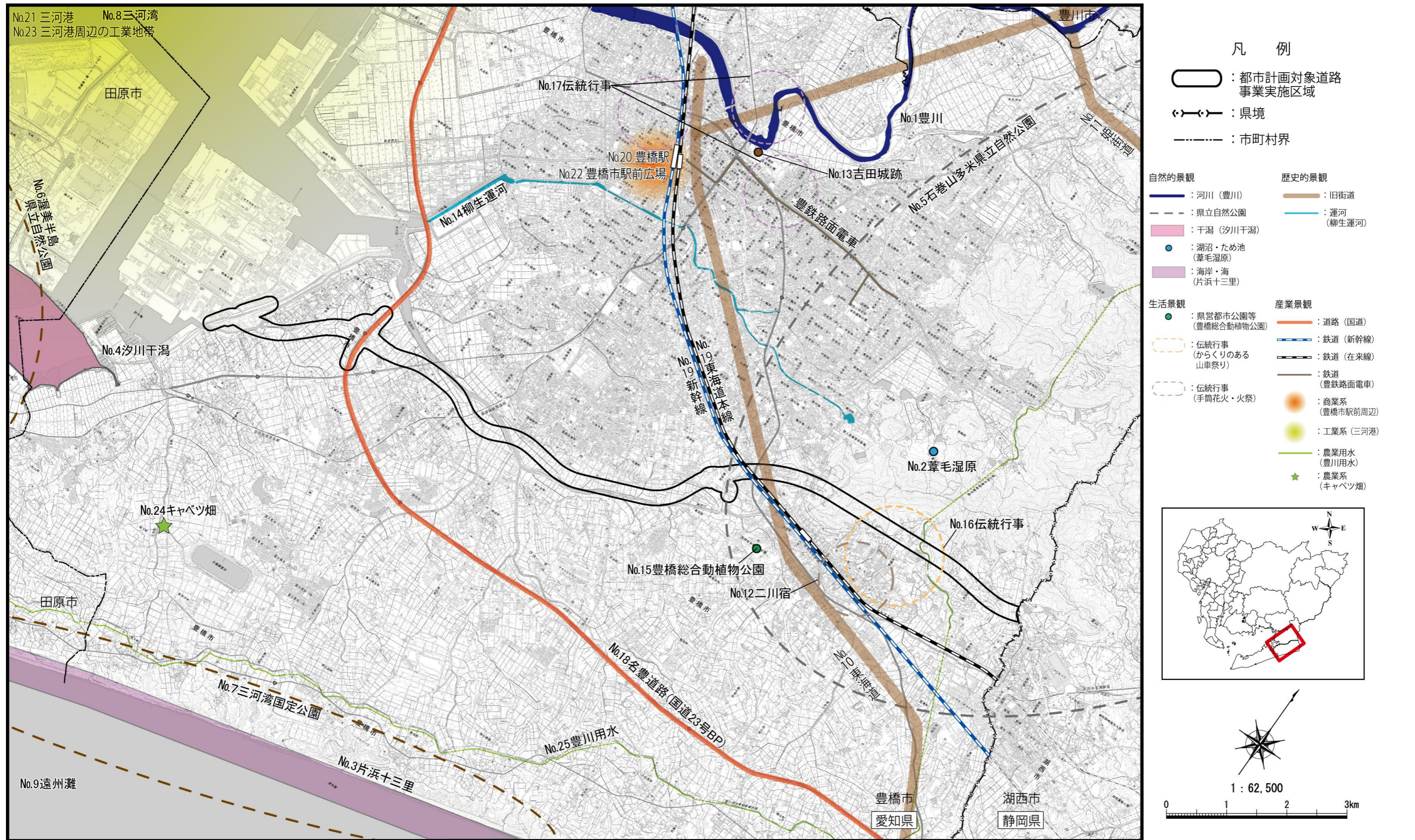


図4-2-30 美しい愛知づくり計画に基づく広域景観資源位置図



### 3) 「工業用水法」に基づく指定地域

豊橋市、田原市ともに「工業用水法」(昭和31年6月11日法律第146号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第3条第1項に基づく指定地域には該当しませんが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号、最終改正：令和7年3月25日愛知県条例第1号)第63条に基づく水量測定器設置義務区域に該当します。

水量測定器設置義務区域では、揚水設備の揚水機の吐出口の断面積が $19\text{cm}^2$ (ふたつ以上ある場合はその断面積の合計)を超える揚水設備を設置している場合は、水量測定器を設置して地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告することとなっています。

### 4) 「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域

豊橋市、田原市ともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」(昭和60年4月26日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定、平成7年9月5日改正)の対象地域に含まれません。

5) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定された重要湿地の区域

環境省はラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(重要湿地)を選定しています。

調査区域における重要湿地は、表 4-2-55 及び図 4-2-32 に示すとおりです。

事業実施区域においては、重要湿地は存在しません。

表 4-2-55 重要湿地の分布状況

No.	市	湿地名		生物分類群	選定理由	選定基準
1		三河湾	汐川干潟	シギ・チドリ類	春秋の渡り期の種数・個体数が多い。ミユビシギ、シロチドリなどの渡来地。	2, 3, 4
				底生動物	豊富な底生動物相。オオノガイ、ヤミヨキセワタ、イボウミニナ、ヒロクチカノコ、ヒナユキスズメ、キヌカツギハマシイノミ、オカミミガイ、ワカウラツボ、ウモレベンケイガニなどの生息地。	3, 4
2	豊橋市・田原市	東三河・渥美半島湧水湿地群	東三河湧水湿地群	湿原植生	天伯湿地、長三池のナガバノイシモチソウ自生地など。シデコブシが多く生育する湿地が多く存在するほか、ナガバノイシモチソウなどの希少種が多くみられる。	1, 2
葦毛湿原				湿原植生	多様な植物群落によって構成され、その中には固有種も多く見られる。	1, 2
			昆虫類	ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチ、ヒメヒカゲなどの生息地。	2, 3	
4		遠州灘海岸	遠州灘海岸の沖	ウミガメ	渥美半島から御前崎周辺までの遠州灘海岸は本州最大のアカウミガメの産卵地。御前崎港などの港湾や導流堤の整備で砂浜環境は大きな影響を受けているが、産卵は行われている。日本では最も距離の長い砂浜海岸。	1, 5

注1) 選定基準は以下のとおりである。

1. 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、さんご礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的又は相当の規模の面積を有している場合
2. 希少種、固有種等が生育・生息している場合
3. 多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)
4. 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
5. 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合

出典: 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ)

## 6) 「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域

環境省は、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」（重要里地里山）を選定しています。

調査区域における重要里山里地は、表 4-2-56 及び図 4-2-32 に示すとおりです。事業実施区域においては、重要里山里地は存在しません。

表 4-2-56 重要里山里地の分布状況

名称	選定理由	選定
石巻山周辺	市の北部に位置し、古くから信仰の対象とされてきた石巻山周辺から平田、岩本等の周辺集落までを含む地域である。	1, 2, 3

注1) 選定基準は以下のとおりである。

1. 多様で優れた二次的自然環境を有する
2. 里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する
3. 生態系ネットワークの形成に寄与する

出典：「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ）



## 7) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

調査区域には、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和48年3月30日条例第3号、最終改正：令和7年3月25日条例第1号）に基づく「愛知県自然環境保全地域」「生息地等保護区」は存在しません。

## 8) 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域及び農用地区域

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年7月1日法律第58号、最終改正：令和7年4月1日法律第62号）に基づく「農業振興地域」の指定状況は、表4-2-57に示すとおりです。

また、「農用地区域」の指定状況は、前掲の図4-2-3に示すとおりです。

表4-2-57 農業振興地域の状況

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
豊橋地域 (豊橋市)	豊橋市のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積 18,811ha (農用地面積 5,741ha)
田原地域 (田原市)	田原市のうち、市街化区域、三河湾国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積 11,670ha (農用地面積 6,817ha)

出典：「愛知県農業振興地域整備基本方針」（令和3年12月、愛知県）

## 9) 「森林法」の規定により指定された保安林

調査区域には、「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号、最終改正：令和7年5月30日法律第48号）第25条の規定により指定された保安林の区域が存在します。

調査区域における保安林の位置は図4-2-33に示すとおりです。

事業実施区域においては、土砂流出防備保安林が存在します。



**10) 「砂防法」の規定に基づき指定された砂防指定地**

調査区域には、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第2条の規定に基づき指定された砂防指定地が存在します。

調査区域における砂防指定地の位置は図4-2-34に示すとおりです。

事業実施区域においては、東側の弓張山地の周辺等に砂防指定地が存在します。



**11) 「地すべり等防止法」の規定に基づき指定された地すべり防止区域**

調査区域には、「地すべり等防止法」（昭和33年3月31日法律第30号、最終改正：令和5年5月26日法律第34号）第3条の規定に基づき指定された地すべり防止区域は存在しません。

**12) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域**

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日法律第57号、最終改正：令和5年5月26日法律第34号）に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域が存在します。

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域の位置は図4-2-35に示すとおりです。  
事業実施区域においては、急傾斜地崩壊危険区域は存在しません。



**13) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害警戒区域**

調査区域には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号、最終改正：令和4年6月17日法律第69号）第7条に基づき指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項により指定された土砂災害特別警戒区域が存在します。

調査区域における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置は図4-2-36～図4-2-37に示すとおりです。

事業実施区域において、土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊）及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）が一部存在します。



